

様式 1

事業報告書

(自 令和6年 7月 1日 至 令和7年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 たくま医院
- ①  財団       社団 (  出資持分なし       出資持分あり )
- ②  社会医療法人       特別医療法人       特定医療法人
- 出資額限度法人       その他
- ③  基金制度採用       基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3
- (3) 設立認可年月日 平成4年9月24日
- (4) 設立登記年月日 平成4年9月24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 たくま医院	4210162725	長崎県長崎市深堀町 3丁目285-3	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- (2) 附帯事務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和6年8月27日 決算の報告、承認

様式3-4

法人名 医療法人 たくま医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

貸借対照表

(令和7年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	78,150	I 流動負債	9,067
II 固定資産	127,413	II 固定負債	55,534
1 有形固定資産	112,891	負債合計	64,601
2 無形固定資産	343	純資産の部	
3 その他の資産	14,179	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	130,962
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	140,962
資産合計	205,563	負債・純資産合計	205,563

様式4-2

法人名 医療法人 たくま医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

損 益 計 算 書

(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	120,957
2 事業費用	112,982
本来業務事業利益	7,975
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	7,975
II 事業外収益	102
III 事業外費用	450
経常利益	7,627
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	7,627
法人税等	1,306
当期純利益	6,321

様式 2

法人名 医療法人 たくま医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

財 産 目 録

(令和7年6月30日現在)

1. 資 産 額	205,563 千円
2. 負 債 額	64,601 千円
3. 純 資 産 額	140,962 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	78,150
B 固 定 資 産	127,413
C 資 産 合 計 (A + B)	205,563
D 負 債 合 計	64,601
E 純 資 産 (C - D)	140,962

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

## 監事監査報告書

医療法人 たくま医院

理事長 詫摩 和彦 殿

私は、医療法人たくま医院の令和7年会計年度(令和6年7月1日から令和7年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和7年8月24日

医療法人 たくま医院

監事 天野幸子